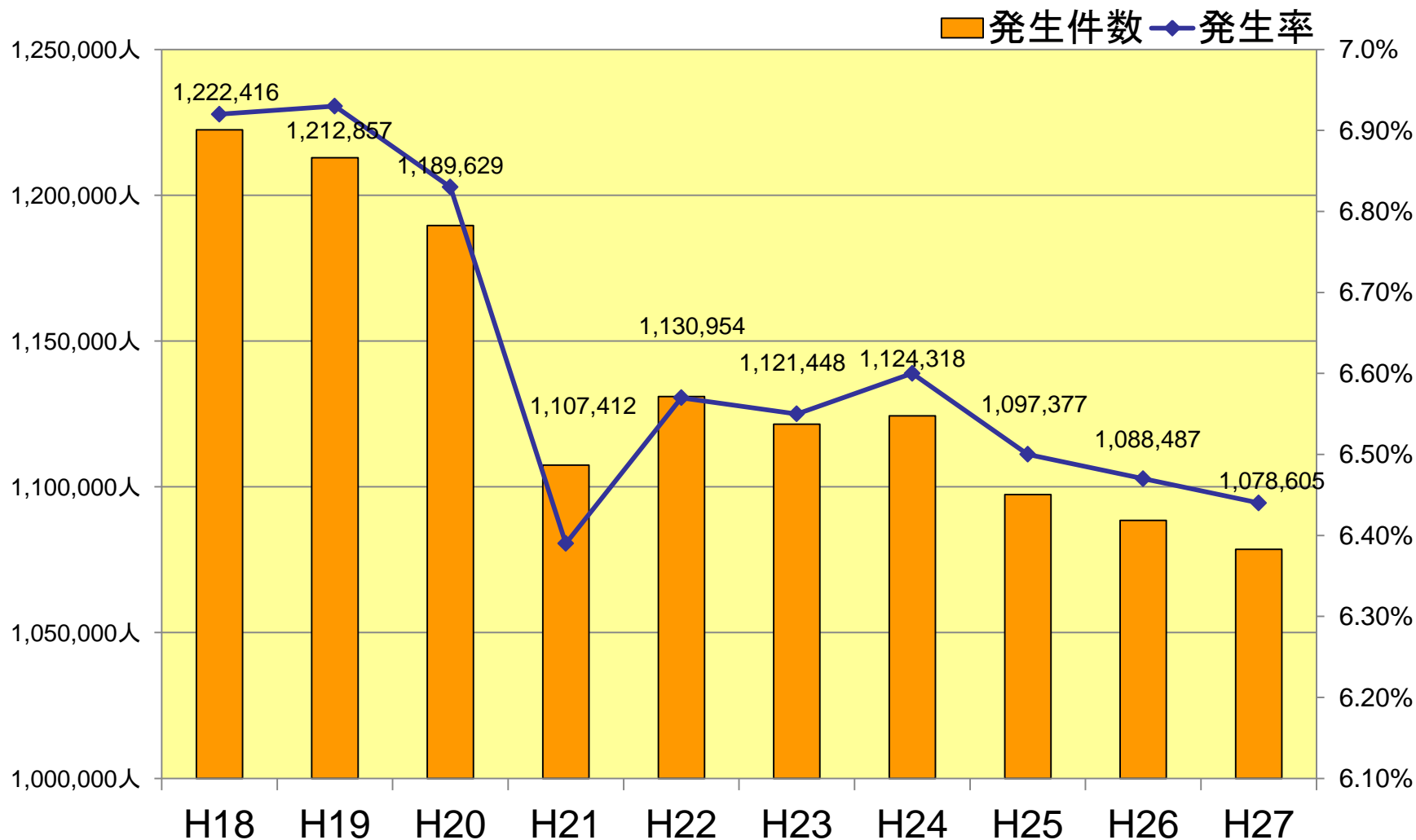


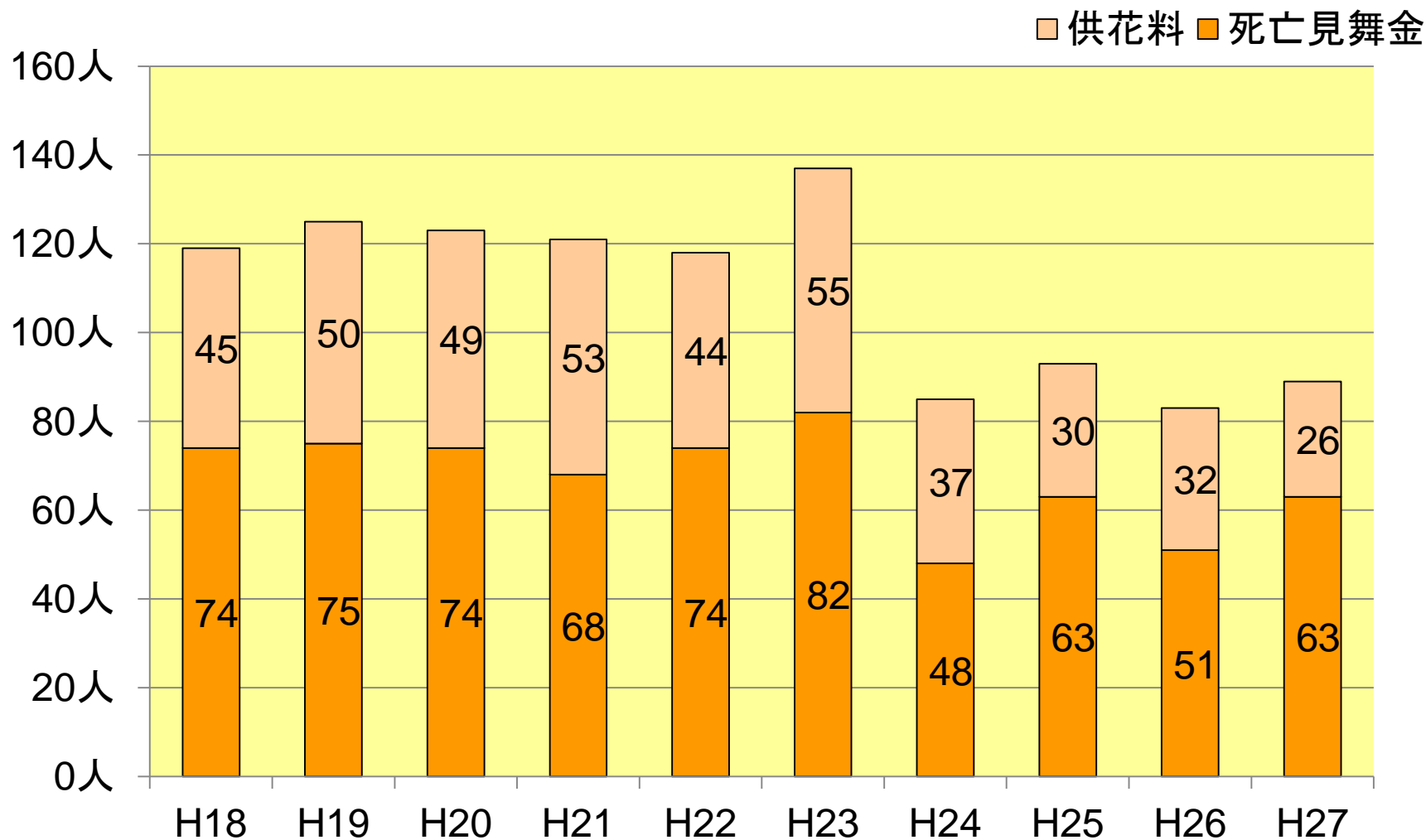
学校安全に関する参考資料

1. 災害共済給付における災害（負傷・疾病）発生件数の推移
2. 災害共済給付における死亡見舞金等給付件数の推移
3. 児童生徒犯罪被害認知件数（暴行）
4. 児童生徒犯罪被害認知件数（傷害）
5. 児童生徒犯罪被害認知件数（強制わいせつ）
6. 略取誘拐犯罪被害認知件数（年齢別）
7. 学校における刑法犯認知件数と発生割合（凶悪犯）
8. 学校における刑法犯認知件数と発生割合（凶悪犯以外）
9. 児童生徒等の交通事故負傷者数の推移
10. 児童生徒等の交通事故死者数の推移
11. 児童生徒等の通学（園）時の交通事故死者数（歩行者）
12. 地震の発生状況
13. 災害をもたらした気象事例
14. 学校の安全管理に関する取組状況
15. 中央教育審議会 3 答申概要（平成 27 年 12 月 21 日）
16. 「次世代の学校・地域」創生プラン
～中教審 3 答申の実現に向けて～
17. 中央教育審議会 3 答申（平成 27 年 12 月 21 日）における
学校安全に関する記載（一部抜粋）
18. 防災を含む安全に関する教育のイメージ（次期学習指導要領等
に向けたこれまでの審議まとめ（中央教育審議会教育課程部会））
19. 防災関係施設・設備の整備状況
20. 公立学校施設の耐震化の状況
21. 公立学校施設の老朽化の状況
22. 国立大学法人等施設の耐震化・老朽化の状況
23. 私立学校施設の耐震化の状況
24. 通学路の交通安全の確保に向けた取組状況
25. 学校事故対応に関する指針の概要
26. 学校健康教育行政の推進に関する取組状況調査
（平成 25 年度実績）

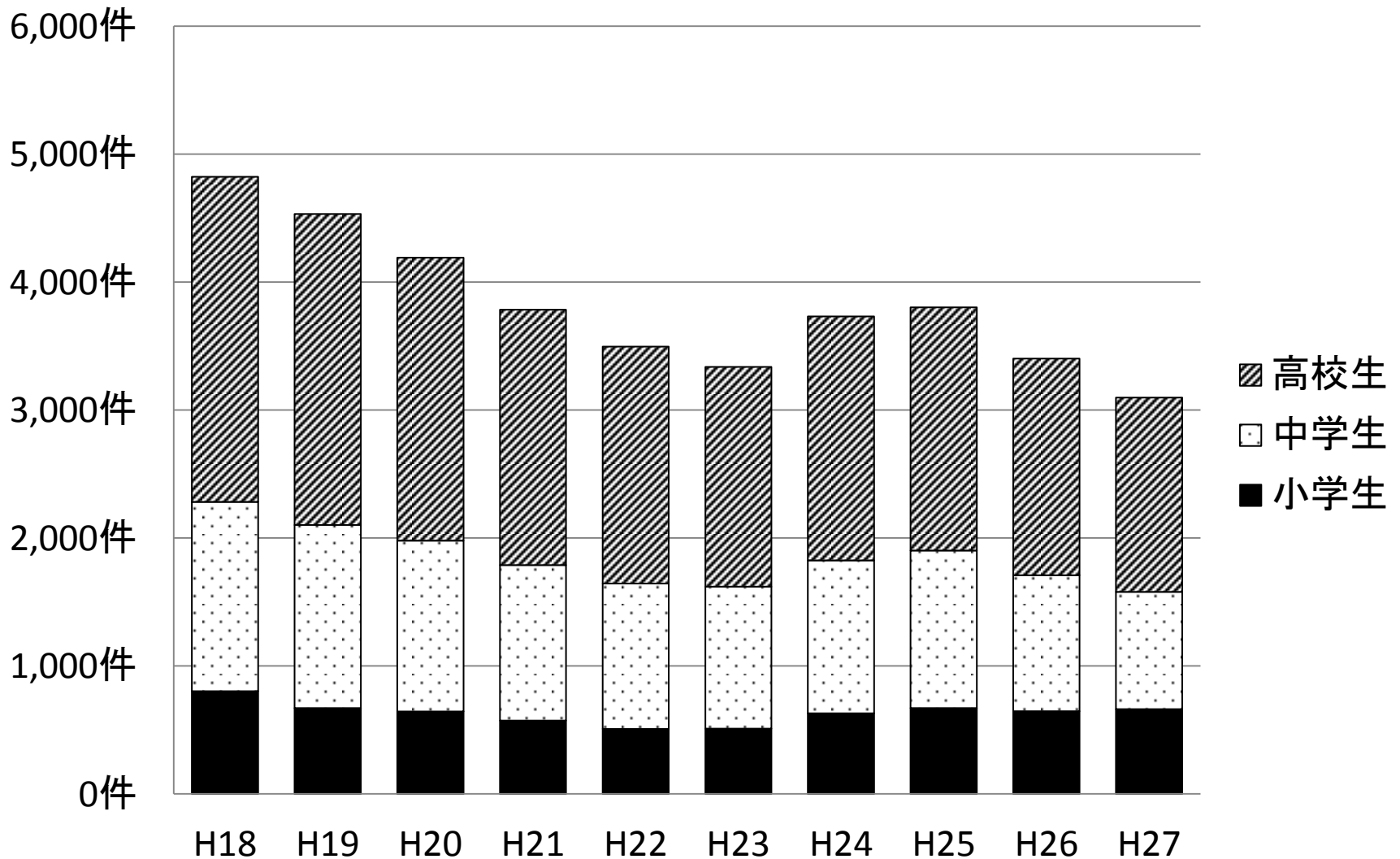
1. 災害共済給付における災害(負傷・疾病)発生件数の推移



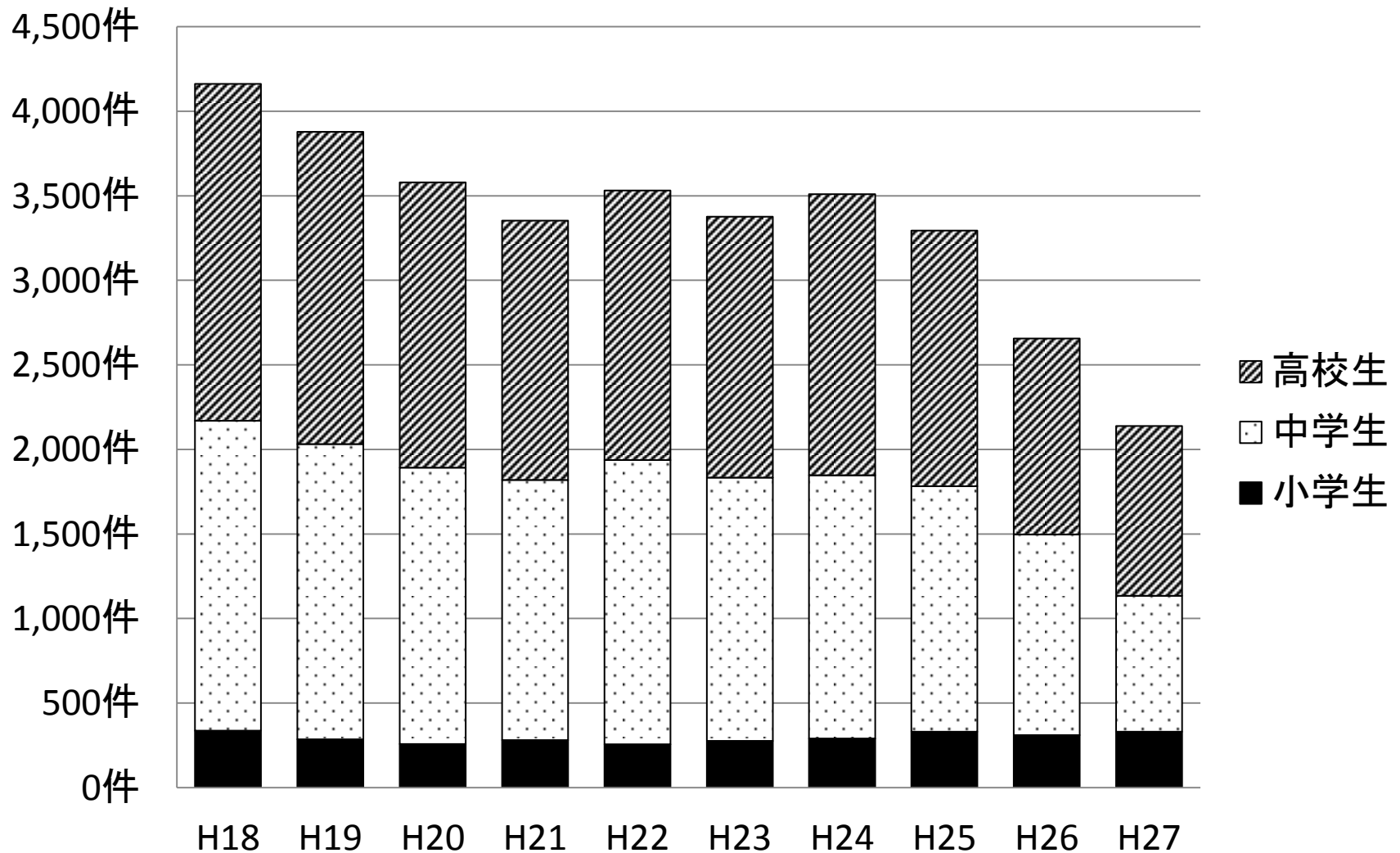
2. 災害共済給付における死亡見舞金等給付件数の推移



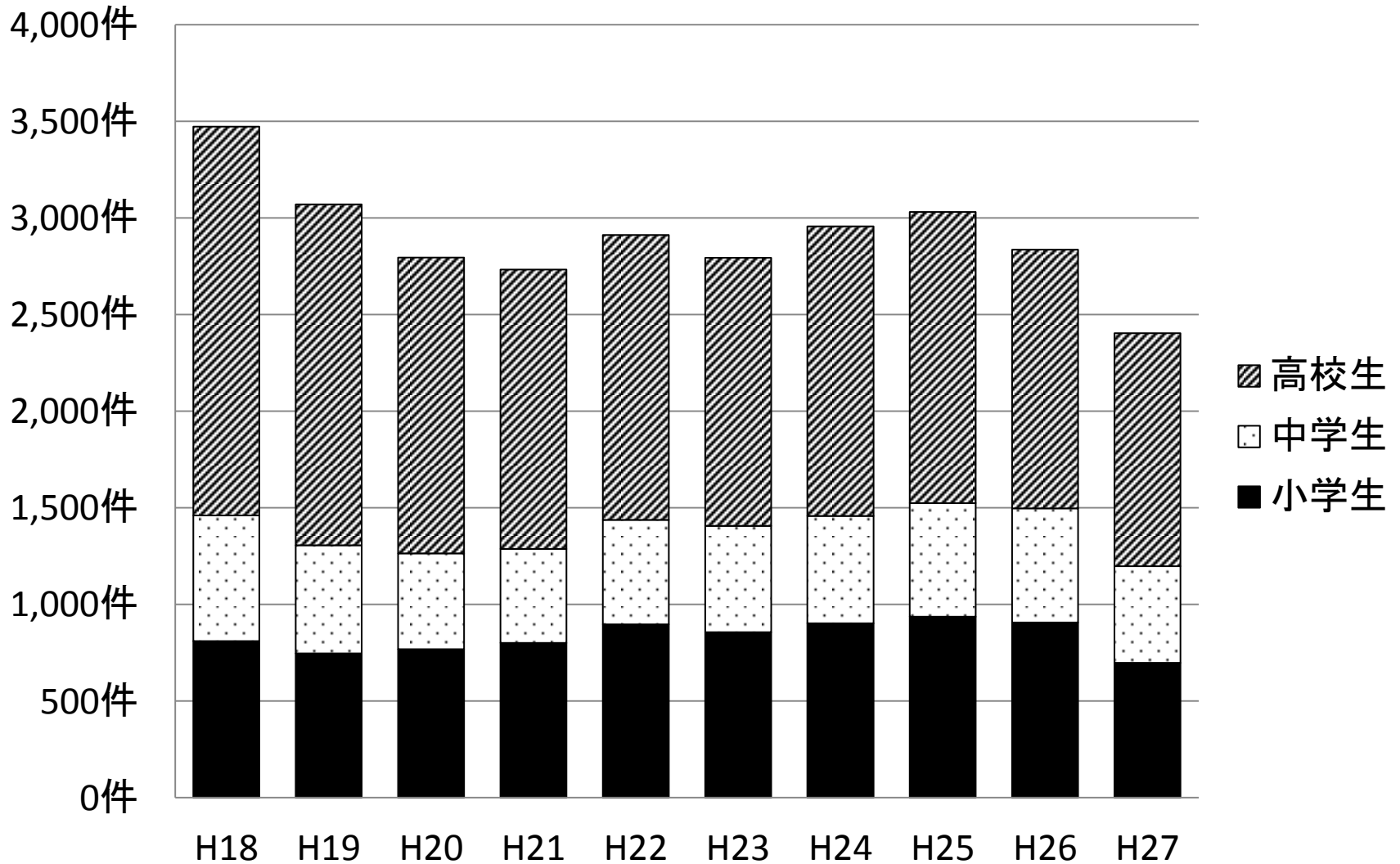
3. 児童生徒犯罪被害認知件数(暴行)



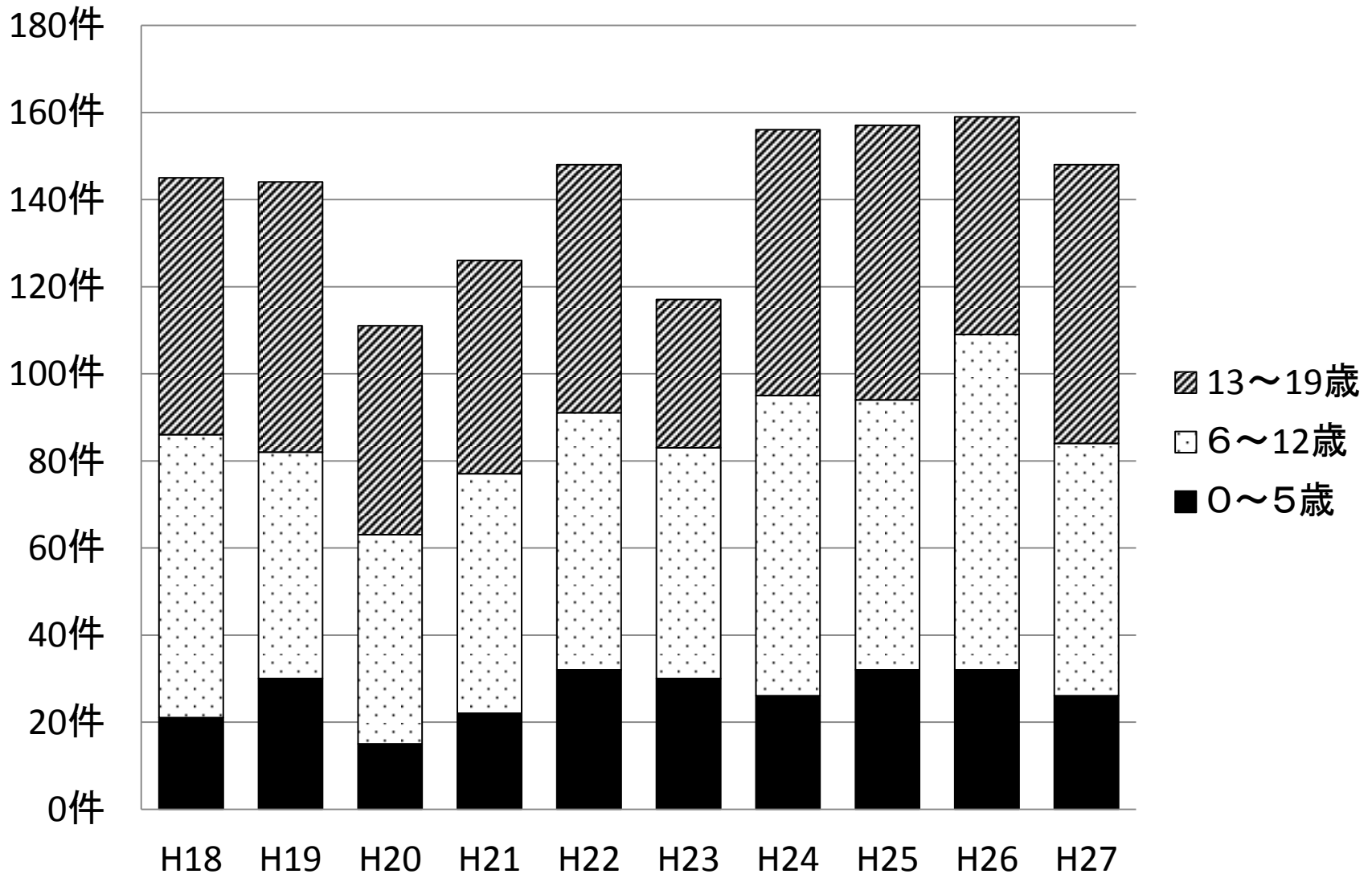
4. 児童生徒犯罪被害認知件数(傷害)



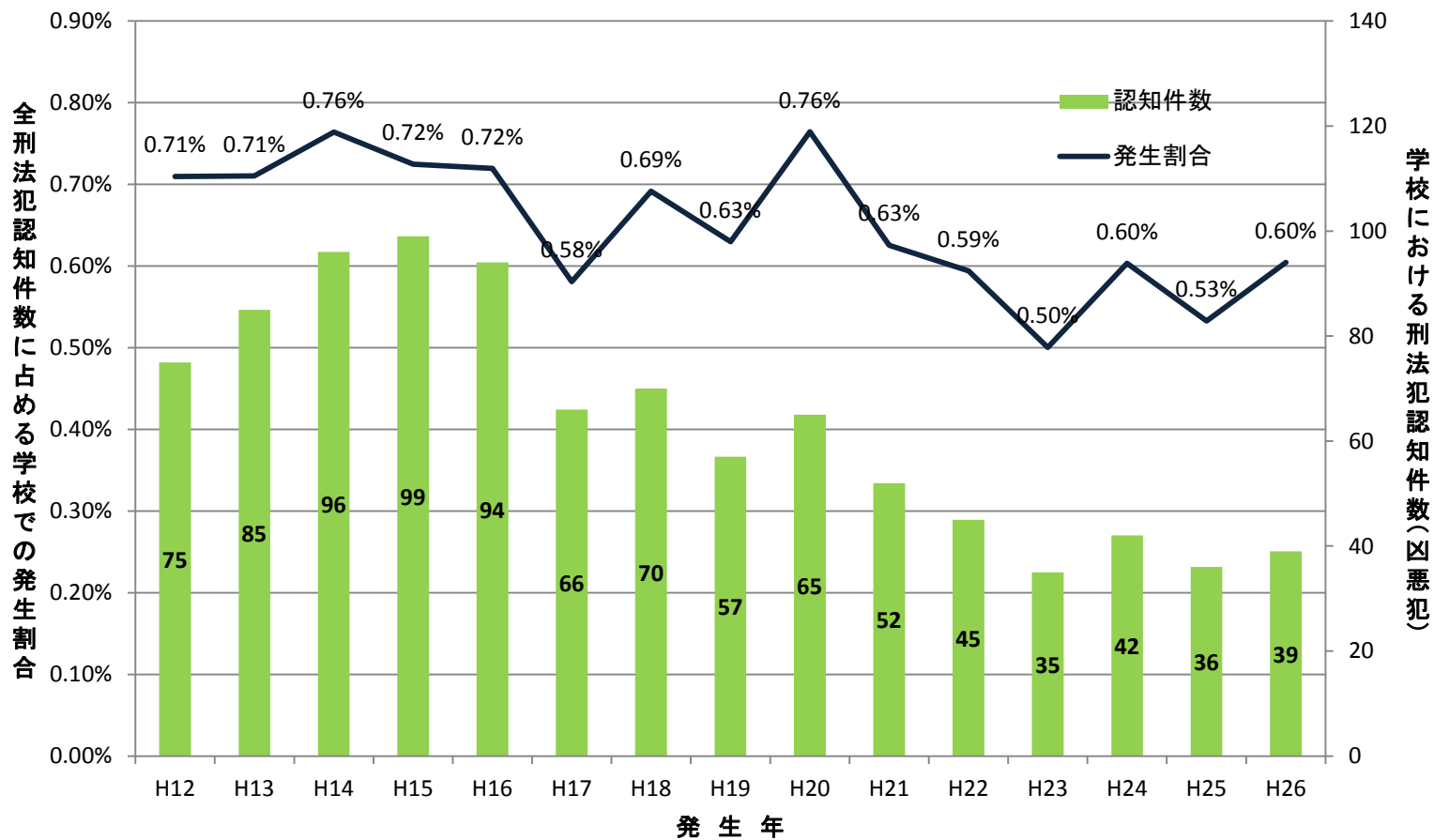
5. 児童生徒犯罪被害認知件数(強制わいせつ)



6. 略取誘拐被害認知件数(年齢別)



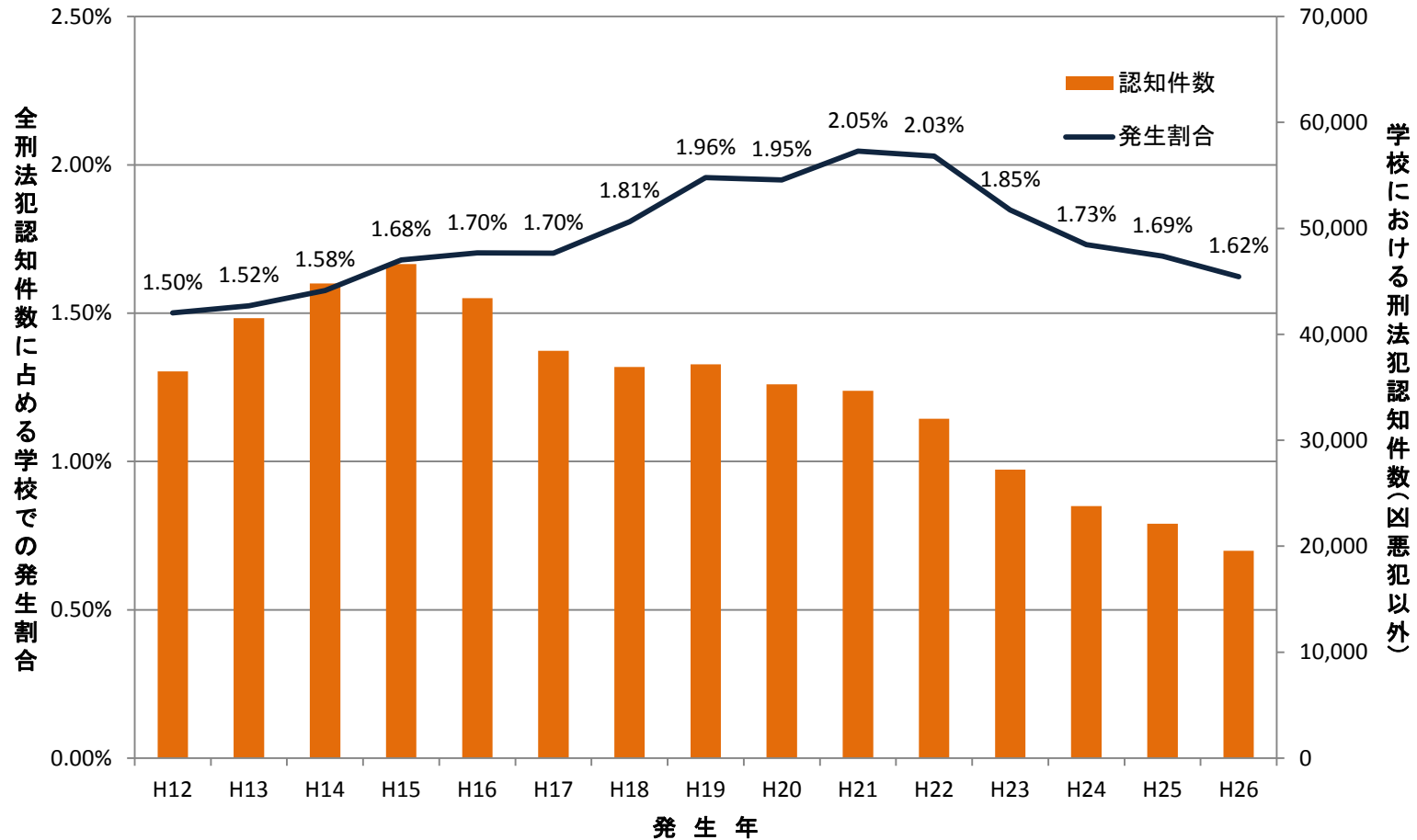
7. 学校における刑法犯認知件数と発生割合(凶悪犯)



注)本グラフにおける「凶悪犯」:殺人、強盗、放火、強姦

【警察庁統計】

8. 学校における刑法犯認知件数と発生割合(凶悪犯以外)

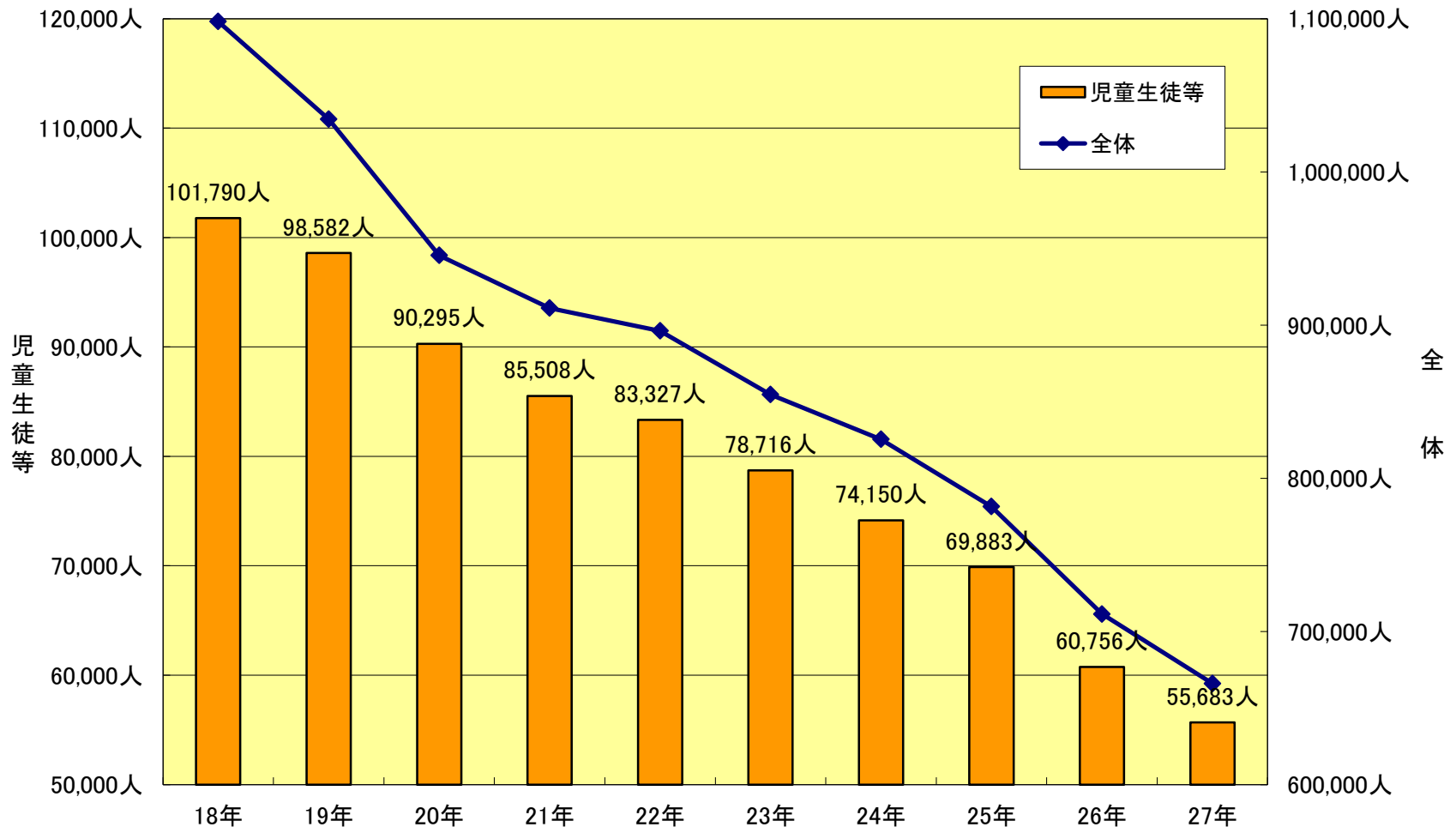


注)本グラフにおける「凶悪犯以外」:窃盗、詐欺、強制わいせつ、住居侵入等

【警察庁統計】

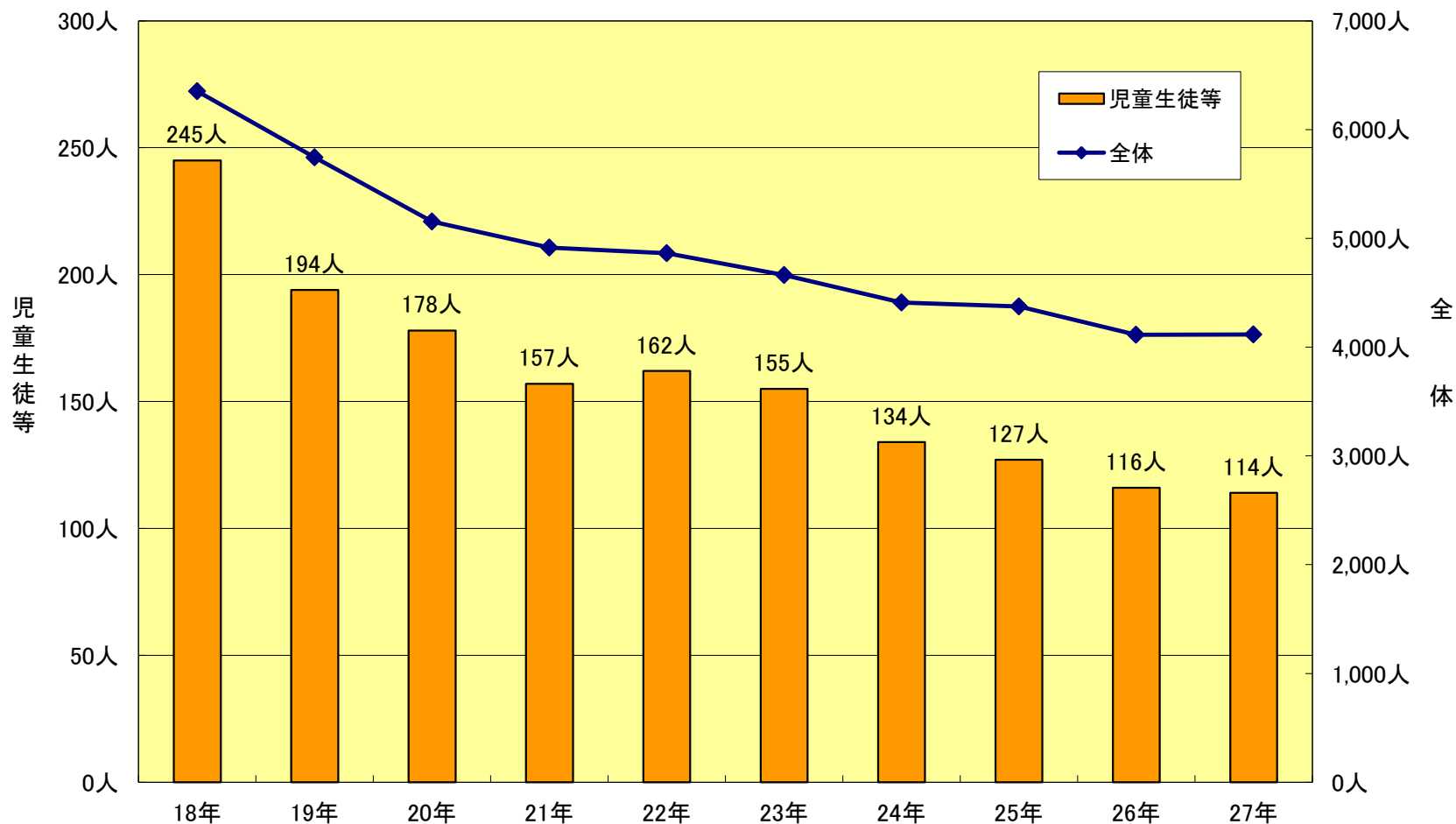
9. 児童生徒等の交通事故負傷者数の推移

交通事故 負傷者数の推移



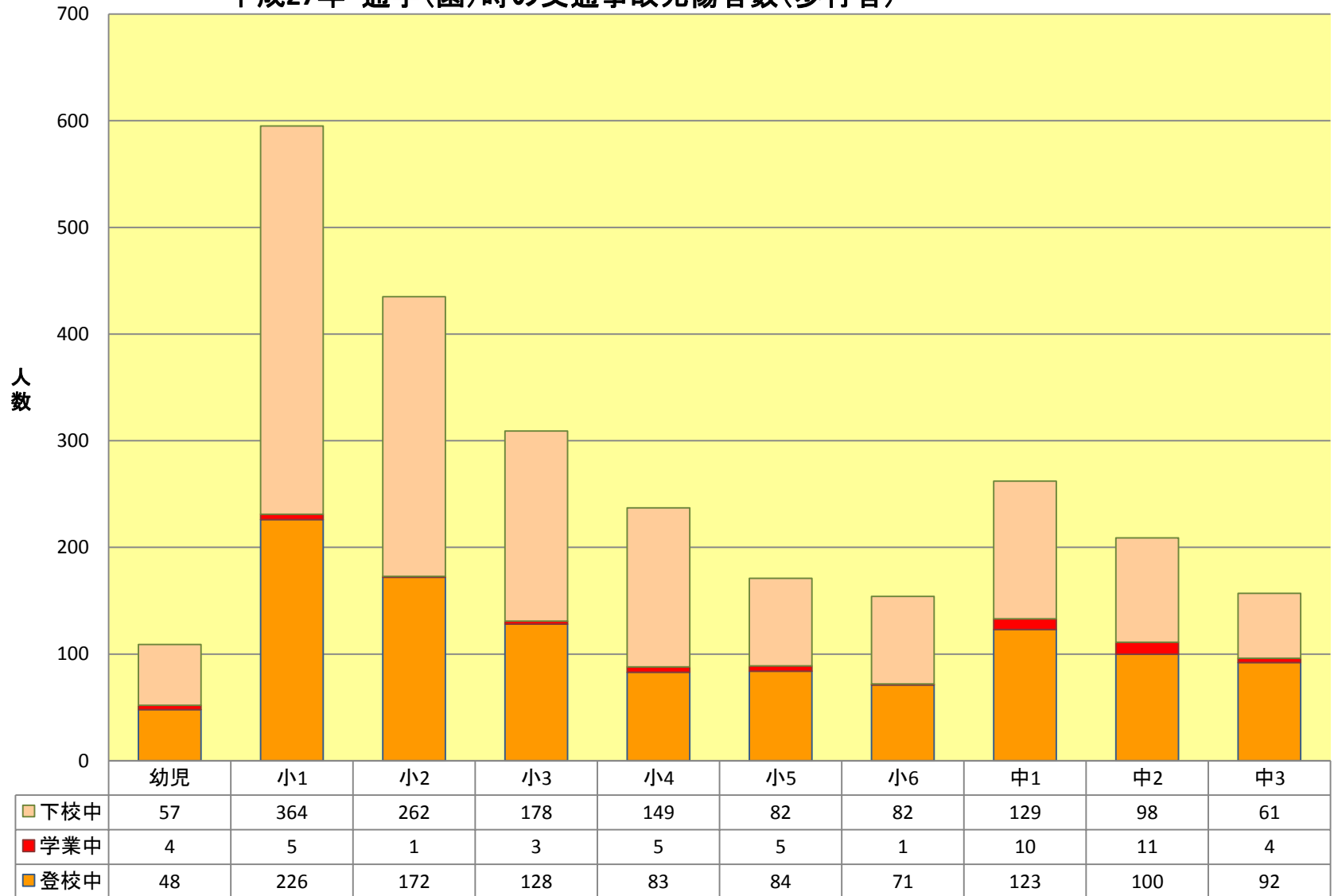
10. 児童生徒等の交通事故死者数の推移

交通事故 死者数の推移



11. 児童生徒等の通学(園)時の交通事故死者数(歩行者)

平成27年・通学(園)時の交通事故死傷者数(歩行者)



12. 地震の発生状況

※気象庁HP「日本付近で発生した主な被害地震」より、平成18年～28年6月に震度6弱以上を計測したもの

発生年月日	M	震央地名(地震名)	人的被害	物的被害	最大震度	津波
平成19年(2007年)3月25日	6.9	能登半島沖(平成19年(2007年)能登半島地震)	死 1 負 356	住家全壊686棟 住家半壊1,740棟など	6強	22cm
平成19年(2007年)7月16日	6.8	新潟県上中越沖(平成19年(2007年)新潟県中越沖地震)	死 15 負 2,346	住家全壊1,331棟 住家半壊5,710棟 住家一部破損37,633棟など	6強	32cm
平成20年(2008年)6月14日	7.2	岩手県内陸南部(平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震)	死 17 不明 6 負 426	住家全壊30棟 住家半壊146棟など	6強	
平成20年(2008年)7月24日	6.8	岩手県沿岸北部	死 1 負 211	住家全壊1棟 住家一部破損379棟	6弱	
平成21年(2009年)8月11日	6.5	駿河湾	死 1 負 319	住家半壊6棟 住家一部破損8,672棟	6弱	36cm
平成23年(2011年)3月11日	9	三陸沖(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)	死 19,418 不明 2,592 負 6,220	住家全壊121,809棟 住家半壊278,496棟 住家一部破損744,190棟	7	9.3m以上
平成23年(2011年)3月12日	6.7	長野県・新潟県県境付近	死 3 負 57	住家全壊73棟 住家半壊427棟など	6強	
平成23年(2011年)3月15日	6.4	静岡県東部	負 75	住家半壊103棟 住家一部破損 984棟	6強	
平成23年(2011年)4月7日	7.2	宮城県沖	死 4 負 296	平成23年3月11日災害に含む	6強	
平成23年(2011年)4月11日	7	福島県浜通り	死 4 負 10	平成23年3月11日災害に含む	6弱	
平成23年(2011年)4月12日	6.4	福島県中通り	負 1	平成23年3月11日災害に含む	6弱	
平成25年(2013年)4月13日	6.3	淡路島付近	負 35	住家全壊 8棟 住家半壊 101棟 住家一部破損 8,305棟など	6弱	
平成26年(2014年)11月22日	6.7	長野県北部	負 46	住家全壊 77棟 住家半壊 137棟 住家一部破損 1,626棟など	6弱	
平成28年(2016年)4月14日～	7.3	熊本県熊本地方など 平成28年(2016年)熊本地震	死 69 負 1,663	住家全壊7,537棟 住家半壊22,695棟 住家一部破損111,154棟	7	

13. 災害をもたらした気象事例(1)

※気象庁HP「災害をもたらした気象事例」より、平成18年～28年6月に死者を出した気象事例を抽出

※平成21年以降の災害は、速報による

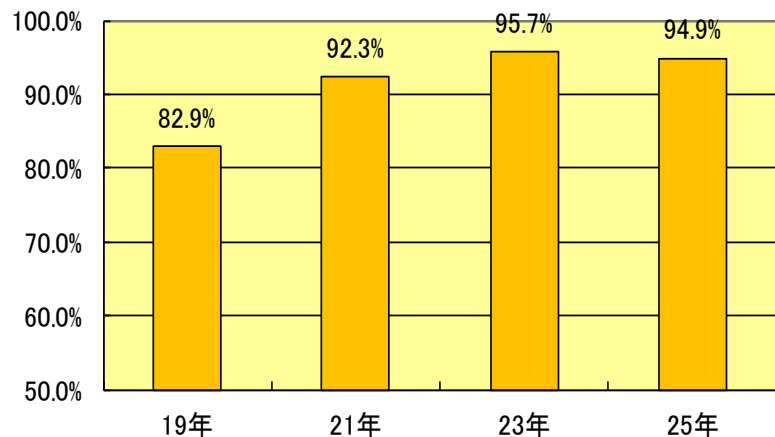
発生年月日	事例	概要	人的被害	物的被害	
平成18年(2006年)	6月21日～6月28日	梅雨前線による大雨	熊本県を中心に西日本で大雨。	死者1名、負傷者8名	住家全壊1棟、一部損壊18棟 床下浸水96棟など
平成18年(2006年)	7月15日～7月24日	平成18年7月豪雨	長野県、鹿児島県を中心に九州、山陰、近畿、北陸地方の広い範囲で大雨。	死者28名、 行方不明者2名、負傷者46名	住家全壊275棟、半壊1264棟、一部損壊169棟 床上浸水1572棟、床下浸水5424棟など
平成18年(2006年)	9月15日～9月20日	台風第13号	沖縄・九州・中国地方で暴風、大雨。 宮崎県では竜巻により死者が発生。	死者9名、行方不明者1名、 負傷者448名	住家全壊159棟、半壊514棟、一部損壊11,221棟 床上浸水189棟、床下浸水1,177棟など
平成18年(2006年)	10月4日～10月9日	低気圧による暴風と大雨	近畿から北海道にかけて暴風や大雨。	死者20名、負傷者57名	住家全壊1棟、住家半壊18棟、一部損壊978棟 床上浸水293棟、床下浸水1,004棟など
平成19年(2007年)	7月1日～7月17日	台風第4号と梅雨前線による大雨と暴風	沖縄から東北部の太平洋側にかけての広い範囲で大雨。 沖縄、西日本の太平洋側と伊豆諸島で暴風。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者79名	住家全壊26棟、半壊26棟、一部損壊218棟 床上浸水420棟、床下浸水2,993棟など
平成19年(2007年)	9月5日～9月9日	台風第9号	東海から北海道にかけて大雨、暴風。	死者1名、行方不明者2名、 負傷者90名	住家全壊11棟、半壊60棟、一部損壊830棟 床上浸水411棟、床下浸水1,309棟など
平成19年(2007年)	9月15日～9月18日	秋雨前線による大雨	岩手県、秋田県、青森県の各地で大雨。	死者3名、行方不明者1名、 負傷者5名	住家全壊6棟、半壊226棟、一部損壊8棟 床上浸水390棟、床下浸水1,124棟など
平成20年(2008年)	7月27日～7月29日	大気の状態不安定による大雨と突風	中国・近畿・北陸・東北地方を中心に大雨。東北から近畿地方の広い範囲で突風による被害が発生。	死者6名、行方不明者0名、 負傷者13名	住家全壊6棟、半壊16棟、一部損壊15棟 床上浸水585棟、床下浸水2,426棟など
平成20年(2008年)	8月4日～8月9日	大気の状態不安定による大雨	関東甲信・東海・近畿・四国・九州地方を中心に大雨。	死者5名、行方不明者0名、 負傷者0名	住家全壊0棟、半壊0棟、一部損壊2棟 床上浸水92棟、床下浸水269棟など
平成20年(2008年)	8月26日～8月31日	平成20年8月末豪雨	愛知県を中心に東海・関東・中国および東北地方などで記録的な大雨。	死者2名、行方不明者0名、 負傷者7名	住家全壊6棟、半壊7棟、一部損壊41棟 床上浸水3,106棟、床下浸水19,355棟など
平成21年(2009年)	7月19日～7月26日	平成21年7月中国・九州北部豪雨	九州北部・中国・四国地方などで大雨。	死者36名、行方不明者0名、 負傷者59名	住家全壊52棟、半壊102棟、一部損壊230棟 床上浸水2,139棟、床下浸水9,733棟など
平成21年(2009年)	8月8日～8月11日	熱帯低気圧・台風第9号による大雨	九州から東北地方の広い範囲で大雨。	死者25名、行方不明者2名、 負傷者23名	住家全壊183棟、半壊1130棟、一部損壊34棟 床上浸水974棟、床下浸水4,645棟など
平成21年(2009年)	10月6日～10月9日	台風第18号による暴風・大雨(速報)	沖縄地方から北海道の広い範囲で暴風・大雨。	死者5名、行方不明者0名、 負傷者139名	住家全壊9棟、半壊86棟、一部損壊4,576棟 床上浸水571棟、床下浸水3,121棟など
平成22年(2010年)	7月10日～7月16日	梅雨前線による大雨(速報)	西日本から東日本にかけて大雨。	死者17名、行方不明者5名、 負傷者21名	住家全壊43棟、半壊91棟、一部損壊219棟 床上浸水1,844棟、床下浸水6,086棟など
平成22年(2010年)	10月18日～10月21日	前線による大雨	奄美地方で大雨。	死者3名、行方不明者0名、 負傷者2名	住家全壊10棟、半壊443棟、一部損壊12棟 床上浸水116棟、床下浸水851棟など

13. 災害をもたらした気象事例(2)

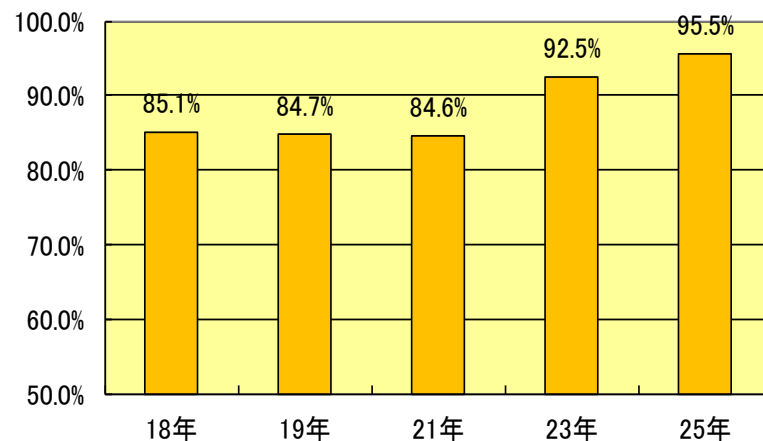
発生年月日	事例	概要	人的被害	物的被害	
平成23年(2011年)	7月27日～7月30日	平成23年7月新潟・福島豪雨	新潟県や福島県会津で記録的な大雨。	死者4名、行方不明者2名、 負傷者13名	住家全壊74棟、半壊1,000棟、一部損壊36棟 床上浸水1082棟、床下浸水7,858棟など
平成23年(2011年)	8月30日～9月6日	台風第12号による大雨	紀伊半島を中心に記録的な大雨。	死者82名、行方不明者16名、 負傷者113名	住家全壊379棟、半壊3,159棟、一部損壊470棟 床上浸水5,500棟、床下浸水16,594棟など
平成23年(2011年)	9月15日～9月22日	台風第15号による暴風・大雨(速報)	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨。	死者19名、行方不明者1名、 負傷者425名	住家全壊34棟、半壊1,524棟、一部損壊3,665棟 床上浸水2,270棟、床下浸水6,297棟など
平成24年(2012年)	7月11日～7月14日	平成24年7月九州北部豪雨	九州北部を中心に大雨。	死者30名、行方不明者3名、 負傷者34名	住家全壊276棟、半壊2,306棟、一部損壊192棟 床上浸水2,574棟、床下浸水8,409棟など
平成24年(2012年)	8月13日～8月14日	前線による大雨(速報)	近畿中部を中心に大雨。	死者1名、行方不明者2名	河川の増水や住宅の浸水、がけ崩れ発生
平成24年(2012年)	9月15日～9月19日	台風第16号および大気不安定による大雨・暴風・高波・高潮(速報)	沖縄地方から近畿地方太平洋側にかけて大雨・暴風。沖縄地方、九州地方を中心に高波・高潮。	死者2名	沖縄地方から東海地方にかけての広い範囲で住家損壊、土砂災害、浸水害、沖縄地方および九州地方から近畿地方にかけて、高潮による住宅の浸水や道路の冠水
平成25年(2013年)	7月22日～8月1日	梅雨前線および大気不安定による大雨(速報)	西日本から北日本の広い範囲で大雨。	死者2名、行方不明者2名、 負傷者11名	住家全壊49棟、半壊72棟、一部損壊68棟 床上浸水774棟、床下浸水1,218棟など
平成25年(2013年)	8月9日～8月10日	大気不安定による大雨(速報)	秋田県、岩手県を中心に記録的な大雨。	死者8名、負傷者12名	住家全壊12棟、半壊118棟、一部損壊1棟 床上浸水315棟、床下浸水1,626棟など
平成25年(2013年)	9月15日～9月16日	台風第18号による大雨(速報)	四国地方から北海道の広い範囲で大雨。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者143名	住家全壊48棟、半壊208棟、一部損壊1,394棟 床上浸水3,011棟、床下浸水7,078棟など
平成25年(2013年)	10月14日～10月16日	台風第26号による暴風・大雨(速報)	西日本から北日本の広い範囲で暴風・大雨。	死者40名、行方不明者3名、 負傷者130名	住家全壊86棟、半壊61棟、一部損壊947棟 床上浸水1884棟、床下浸水4,258棟など
平成26年(2014年)	2月14日～2月19日	発達した低気圧による大雪・暴風雪(速報)	関東甲信、東北、北海道で大雪・暴風雪。	死者24名	近畿地方から北海道の広い範囲で住家損壊等が発生
平成26年(2014年)	7月6日～7月11日	台風第8号および梅雨前線による大雨と暴風(速報)	沖縄地方、九州南部・奄美地方で暴風・大雨。	死者3名、負傷者67名	住家全壊14棟、半壊3棟、一部損壊107棟 床上浸水331棟、床下浸水1,053棟など
平成26年(2014年)	7月30日～8月11日	台風第12号、第11号と前線による大雨と暴風(速報)(平成26年8月豪雨)	四国を中心に広い範囲で大雨。	死者6名、負傷者92名	住家全壊14棟、半壊162棟、一部損壊857棟 床上浸水1,648棟、床下浸水5,163棟など
平成26年(2014年)	8月15日～8月20日	前線による大雨(速報)(平成26年8月豪雨)	西日本から東日本の広い範囲で大雨。	死者84名、負傷者75名	住家全壊214棟、半壊346棟、一部損壊3,224棟 床上浸水3,203棟、床下浸水6,503棟など
平成26年(2014年)	10月4日～10月6日	台風第18号による大雨と暴風(速報)	東日本太平洋側を中心に大雨。沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者72名	住家全壊2棟、半壊4棟、一部損壊251棟 床上浸水671棟、床下浸水1,869棟など
平成27年(2015年)	6月2日～7月26日	梅雨前線および台風第9号、第11号、第12号による大雨	九州南部、奄美地方を中心に大雨。	死者計2名	土砂災害、浸水害、河川の氾濫等が発生し、甚大な被害
平成27年(2015年)	9月7日～9月11日	台風第18号等による大雨(速報)(平成27年9月関東・東北豪雨)	関東、東北で記録的な大雨。	死者8名、負傷者79名	住家全壊79棟、半壊6,014棟、一部損壊410棟 床上浸水2,870棟、床下浸水10,059棟など
平成28年(2016年)	6月19日～6月30日	梅雨前線による大雨(速報)	西日本を中心に大雨。	死者6名、行方不明者1名、 負傷者9名	住家全壊11棟、半壊15棟、一部損壊85棟 床上浸水389棟、床下浸水1,129棟など

14. 学校の安全管理に関する取組状況(1)

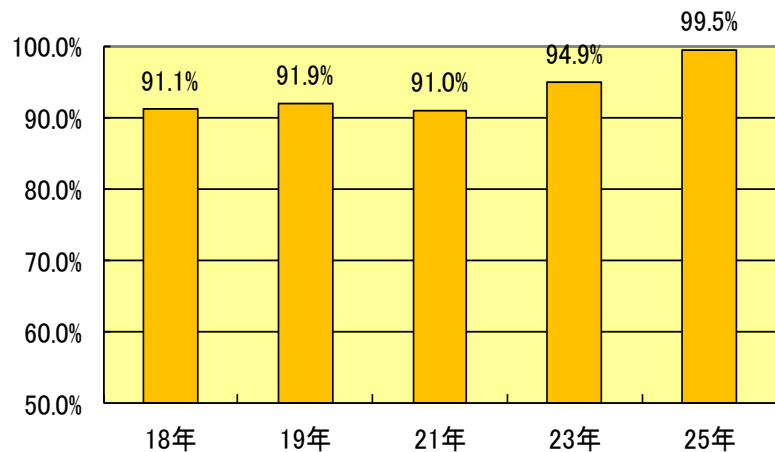
学校安全計画の策定率



危険等発生時対処要領(防犯のみ)の作成率



学校安全点検の実施率



学校安全計画及び危険等発生時対処要領の策定状況

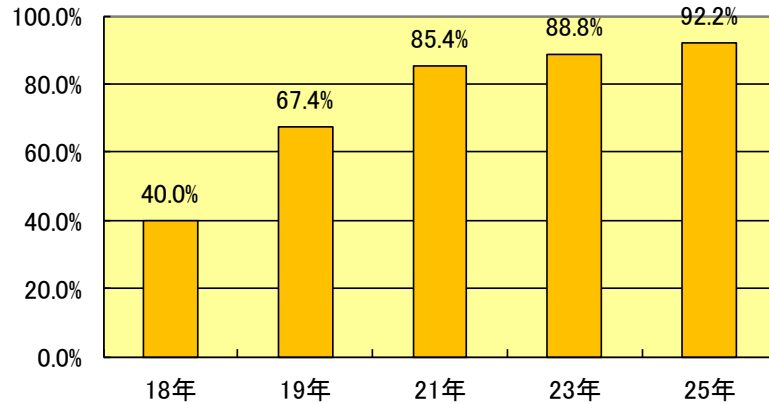
(25年度実績)

	学校安全計画の策定状況(%)			危険等発生時対処要領作成状況(%)		
	国立	公立	私立	国立	公立	私立
小学校	98.6	100	87.0	98.6	99.8	92.1
中学校	95.9	99.9	81.2	100	99.7	88.5
高校	94.1	100	77.5	100	99.6	87.6
中等教育	100	100	68.8	100	100	87.5
特別支援	100	100	78.6	100	99.6	78.6
幼稚園	95.9	99.5	73.9	100	98.7	76.3
計	97.3	99.9	75.2	99.6	99.6	79.2
全体計	94.9			95.5		

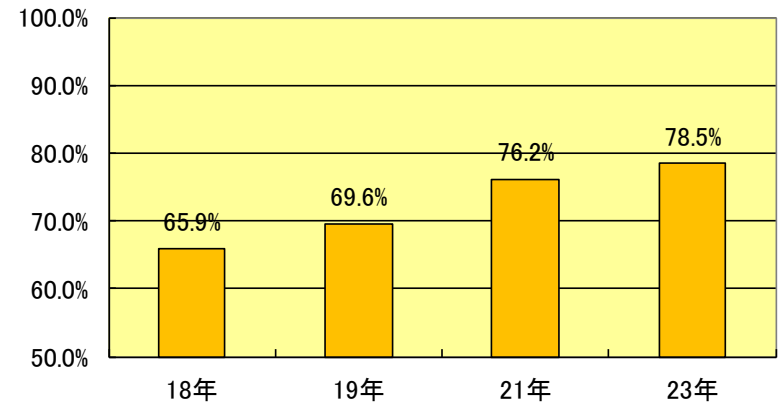
14. 学校の安全管理に関する取組状況(2)

○全国の学校の取組状況

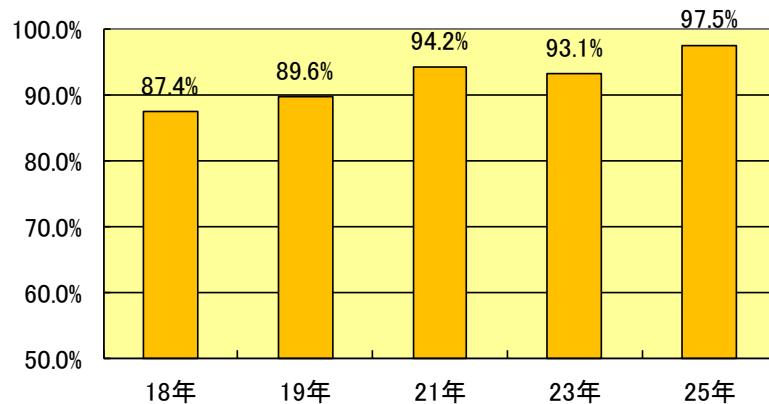
学校における自動体外式除細動器(AED)設置率



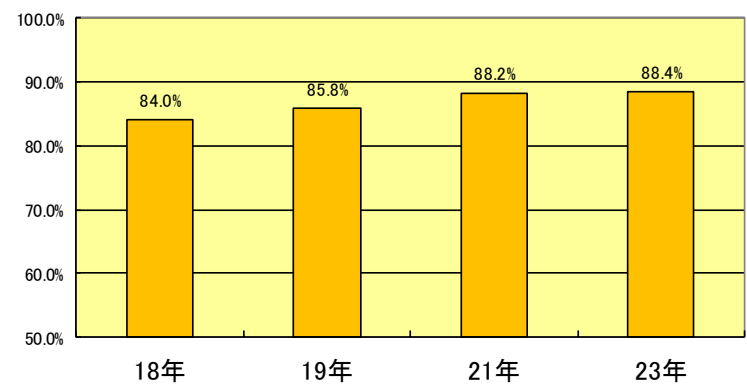
防犯監視システムの整備率



通報システムの整備率



安全を守るための器具の整備率



背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

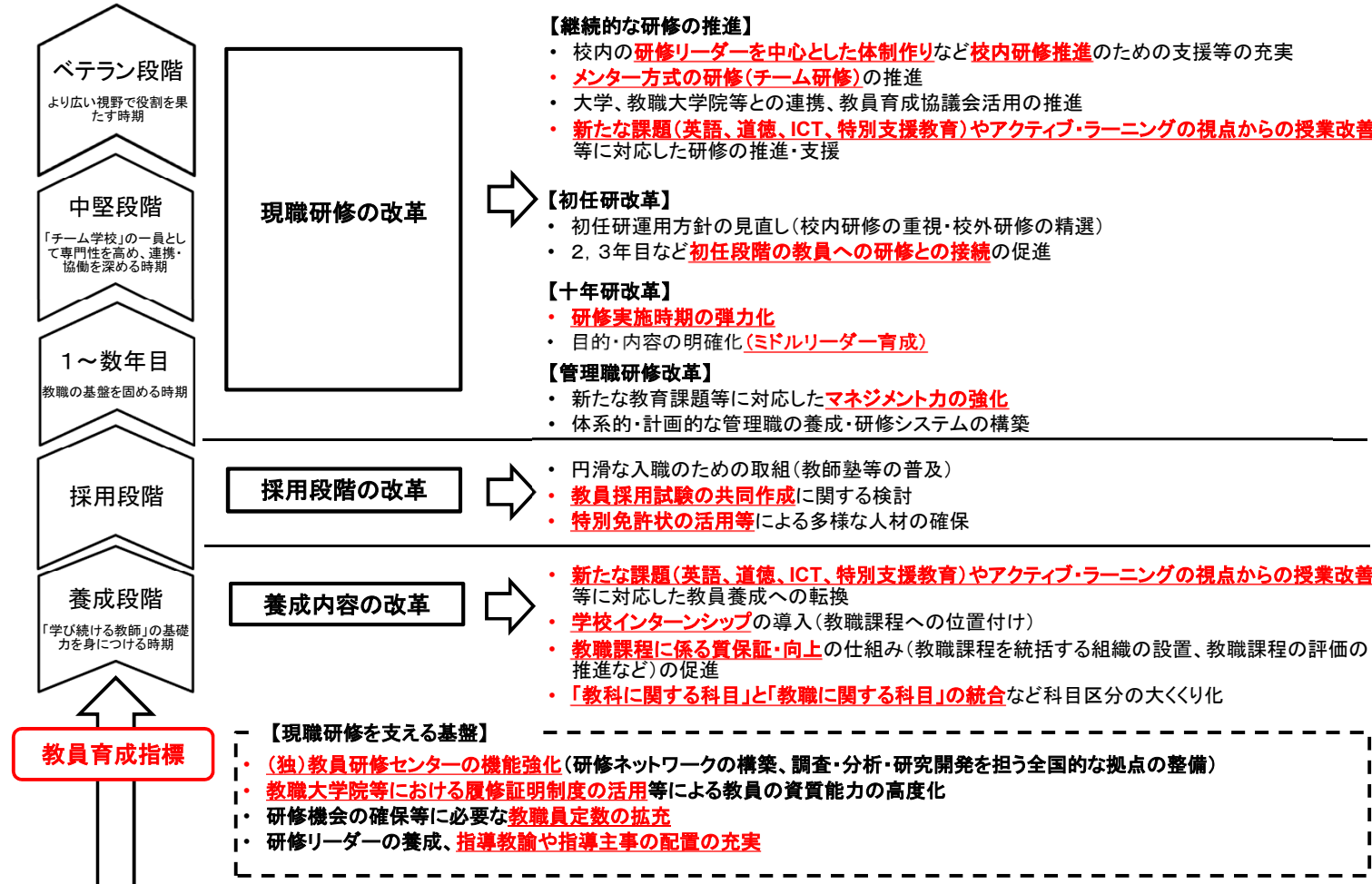
主な課題

<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要 	<p>【採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 	<p>【養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要
--	--	--

- 【全般的事項】**
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
 - 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
 - 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要
- 【免許】**○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

具体的方策

○養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- ・国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

現 行

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種	
教科に関する科目 ※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること		8	8	4	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	22	22	14
		各教科の指導法(一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	4	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	進路指導の理論及び方法				
教育実習	5	5	5		
教職実践演習	2	2	2		
教科又は教職に関する科目		34	10	2	
		83	59	37	



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

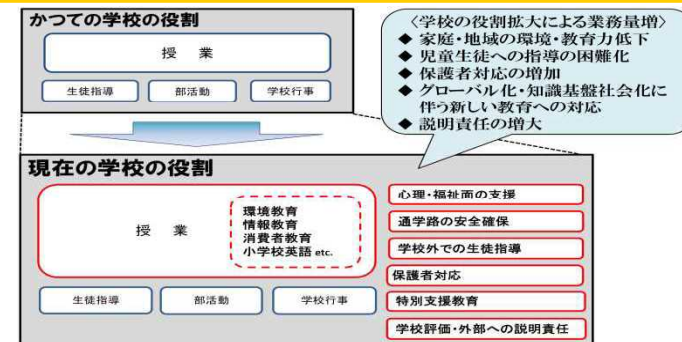
(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

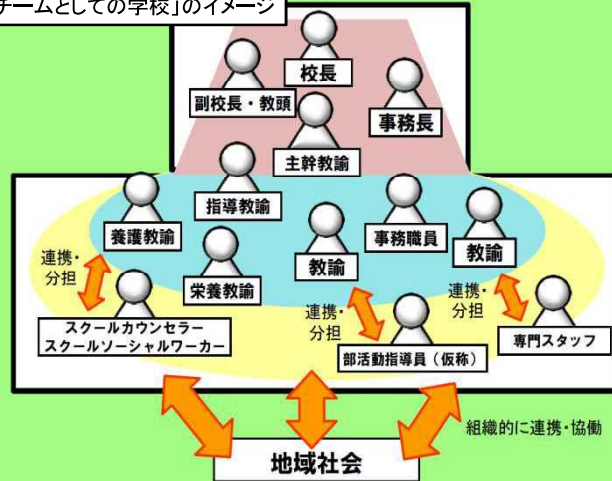
学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

① 教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

② 教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

③ 地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

① 管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

② 主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③ 事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

① 人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

② 業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③ 教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための組織的・継続的な仕組みが必要

主な課題

【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため地域の教育力を向上し、**持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

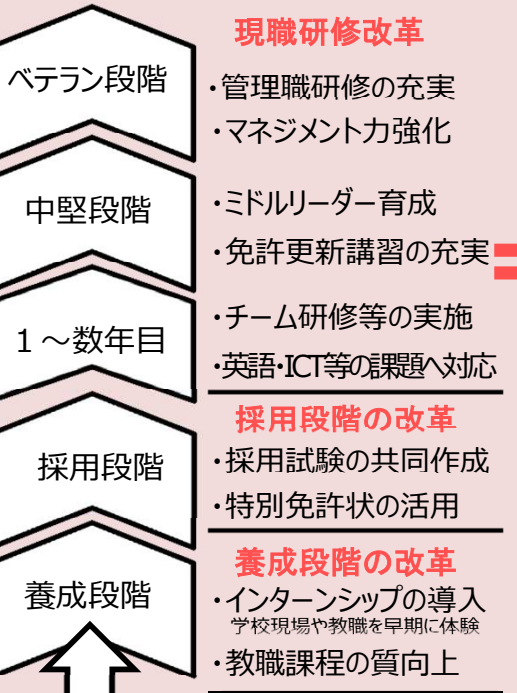
「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた 不断の資質向上



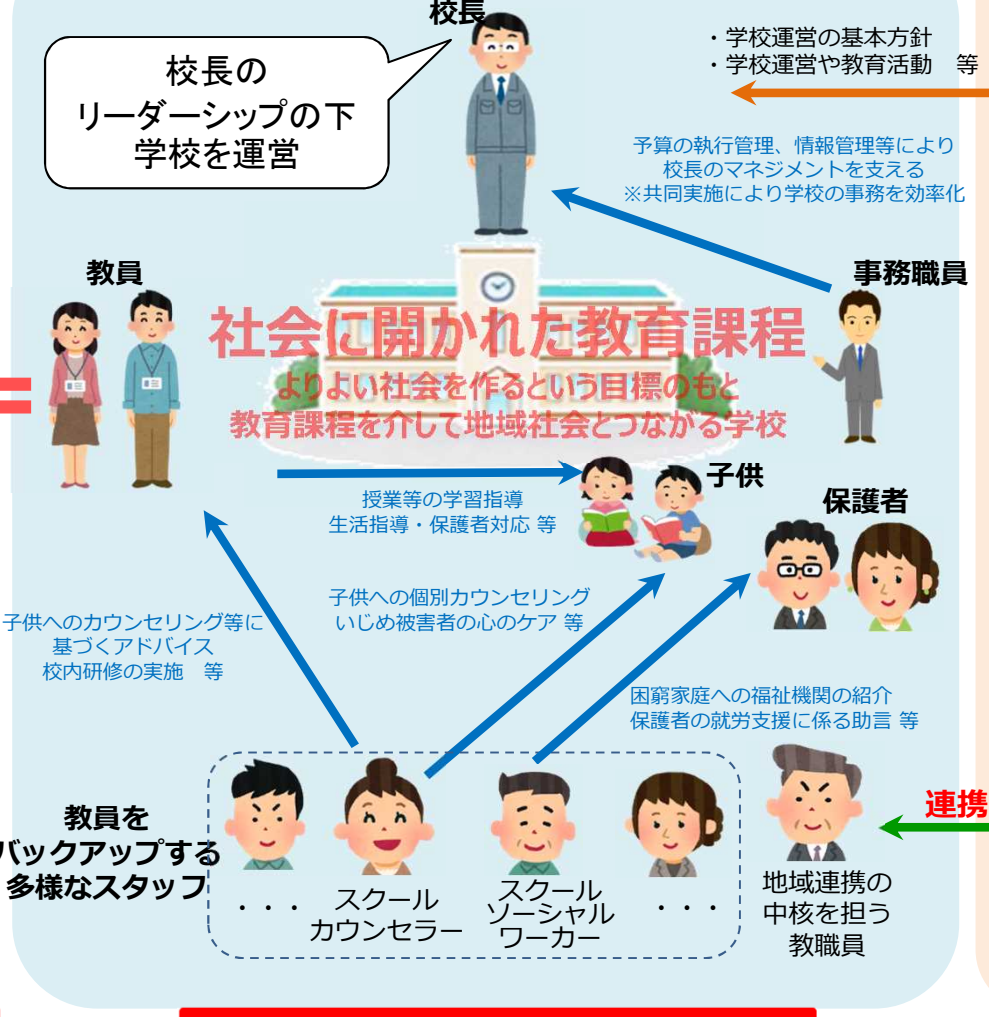
教員育成指標 ← 都道府県が策定

育成指標策定指針 ← 国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)



要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)

2. これからの時代の教員に求められる資質能力

学校を取り巻く課題は極めて多種多様である。…従来指摘されている課題に加え、さきに述べた新しい時代に必要な資質能力の育成, そのためのアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や道徳教育の充実, 小学校における外国語教育の早期化・教科化, ICTの活用, インクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた, 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応, 学校安全への対応, 幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応など, 新たな教育課題も枚挙にいとまがなく, 一人の教員がかつてのように, 得意科目などについて学校現場で問われる高度な専門性を持ちつつ, これら全ての課題に対応することが困難であることも事実である。

4. 改革の具体的な方向性

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成

- ・ 東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から, 全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養(知識・技能等)を備えおくことが求められている。このため, 学校安全について, 教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要がある。
- ・ 地方創生や起業体験など新しい観点を踏まえたキャリア教育, 生徒指導や自然体験活動の充実, 学校安全への対応, 幼小接続をはじめとした学校間連携等も課題とされているところであり, 教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

（新たな教育課題への対応）

保護者や地域住民の期待に応えるため、土曜日の教育活動への取組や通学路の安全確保対策、感染症やアレルギー対策のような新しい健康問題への対策も求められている。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

（教育委員会等による支援）

教職員が安心して教育活動に取り組むことができるよう、学校事故や訴訟が提起された場合など、法令に基づく専門的な対応が必要な事項や子供の安全管理など専門知識等に基づく対応が必要な事項に関し、教育委員会において学校や教職員を支援する体制の整備が重要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

（学校と地域との連携・協働）

子供の安全を確保する観点からも組織的かつ継続的に子供の安全確保に取り組むなど、地域との連携・協働やボランティア等の地域人材との連携・協働は欠かすことのできないものであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

（「チームとしての学校」と関係機関等との連携・協働）

従来から、学校は、生徒指導や子供たちの健康や安全、青少年の健全育成等の観点から警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関との連携に取り組んできたところであるが、「チームとしての学校」と関係機関との連携・協働について、組織的な取組を進めていく必要がある。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と 地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

1. これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

(2) 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

子供たちや学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、また、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供たちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要である。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

◆コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの魅力

（子供にとっての魅力）

- ・ 防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、子供たちの命や安全を守ることにつながる。

（地域住民にとっての魅力）

- ・ 防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、地域の安全を守ることにつながる。

教科等横断的な視点から教育課程を編成

